

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成29年8月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成29年8月2日（水）
午後1時30分から午後2時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第45号 茨城県知事選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第46号 茨城県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第47号 茨城県知事選挙における投票立会人の選任について
 - 議案第48号 茨城県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について
 - 議案第49号 茨城県知事選挙における選挙啓発方法の決定について
 - 議案第50号 茨城県知事選挙における臨時職員の任用について
 - 議案第51号 茨城県知事選挙における投開票事務従事者，期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について
 - 議案第52号 東海村長選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第53号 東海村長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第54号 東海村長選挙における投票立会人の選任について
 - 議案第55号 東海村長選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について
 - 議案第56号 東海村長選挙における選挙啓発方法の決定について
 - 議案第57号 東海村長選挙における臨時職員の任用について
 - 議案第58号 東海村長選挙における投開票事務従事者，期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）

委員長	本多 喜久男	委員長職務代理者	大友 捷夫
委員	伊藤 究	委員	高橋 康夫
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

書記長 岡部 聡 書記長補佐 山口 正弘
書 記 須藤 博

6 会議の書記は次のとおりである。

同上

7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午後 1 時 3 0 分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は 4 名であり、地方自治法第 189 条第 1 項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第 12 条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、茨城県知事選挙及び東海村長選挙についてでございます。

それでは、「議案第 45 号 茨城県知事選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第 45 号は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、平成 29 年 8 月 27 日に執行される予定の茨城県知事選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙のとおり選任するものです。別紙の職員は村内に住所を有する職員となっております。

○本多委員長 ただ今、「議案第 45 号 茨城県知事選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第 45 号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第４６号 茨城県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第４６号は、公職選挙法第４８条の２第５項において読み替えて適用する同法第３７条第２項及び公職選挙法施行令第２４条第１項の規定により、平成２９年８月２７日に執行される予定の茨城県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙のとおり選任するものです。期日前投票については、村内の縛りはないため、別紙の職員を流動して配置しております。

○本多委員長 ただ今、「議案第４６号 茨城県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第４６号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第４７号 茨城県知事選挙における投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第４７号は、公職選挙法第３８条第１項の規定により、

平成２９年８月２７日に執行される予定の茨城県知事選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものです。立会人については、自治会長、民生委員等をお願いをしております。

○本多委員長 ただ今、「議案第４７号 茨城県知事選挙における投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第４７号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第４７号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第４８号 茨城県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第４８号は、公職選挙法第４８条の２第５項において読み替えて適用する同法第３８条第１項の規定により、平成２９年８月２７日に執行される予定の茨城県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人を別紙のとおり選任するものです。概ね前回選挙と同じ方となっております。

○本多委員長 ただ今、「議案第４８号 茨城県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第４８号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第４９号 茨城県知事選挙における選挙啓発方法の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第４９号は、平成２９年８月２７日に執行される予定の茨城県知事選挙における選挙啓発方法を防災行政無線放送による啓発、広報車による啓発、広報誌による啓発、啓発チラシによる啓発、懸垂幕の掲示による啓発、村公式ホームページ、Facebook、Twitter の活用による啓発、啓発物品の配布による啓発、東海村白バラ会による啓発と定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第４９号 茨城県知事選挙における選挙啓発方法の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第４９号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第４９号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５０号 茨城県知事選挙における臨時職員の任用について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５０号は、平成２９年８月２７日に執行される予定の茨城県知事選挙について、平成２９年８月９日から平成２９年８月２８日までの間、別紙に掲げる者を臨時職員として任用するものです。昼と夜を１５名

で対応してまいります。

○本多委員長 ただ今、「議案第５０号 茨城県知事選挙における臨時職員の任用について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５０号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５０号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５１号 茨城県知事選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５１号は、平成２９年８月２７日に執行される予定の茨城県知事選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者を別紙のとおり委嘱するものです。別紙は、期日前投票事務、投票事務、開票事務の順になっております。

○本多委員長 ただ今、「議案第５１号 茨城県知事選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５１号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５１号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５２号 東海村長選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５２号は、公職選挙法第３７条第２項及び公職選挙法施行令第２４条第１項の規定により、平成２９年８月２７日に執行される予定の東海村長選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙のとおり選任するものです。別紙については、茨城県知事選挙と同じ方をお願いしております。

○本多委員長 ただ今、「議案第５２号 東海村長選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５２号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５２号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５３号 東海村長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５３号は、公職選挙法第４８条の２第５項において読み替えて適用する同法第３７条第２項及び公職選挙法施行令第２４条第１項の規定により、平成２９年８月２７日に執行される予定の東海村長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第５３号 東海村長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５３号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５３号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５４号 東海村長選挙における投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５４号は、公職選挙法第３８条第１項の規定により、平成２９年８月２７日に執行される予定の東海村長選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第５４号 東海村長選挙における投票立会人の選任について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５４号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５４号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５５号 東海村長選挙における期日前投票所

及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５５号は、公職選挙法第４８条の２第５項において読み替えて適用する同法第３８条第１項の規定により、平成２９年８月２７日に執行される予定の東海村長選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第５５号 東海村長選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５５号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５５号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５６号 東海村長選挙における選挙啓発方法の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５６号は、平成２９年８月２７日に執行される予定の東海村長選挙における選挙啓発方法を防災行政無線放送による啓発、広報車による啓発、広報誌による啓発、啓発チラシによる啓発、懸垂幕の掲示による啓発、村公式ホームページ、Facebook、Twitterの活用による啓発、啓発物品の配布による啓発、東海村白バラ会による啓発と定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第５６号 東海村長選挙における選挙啓発方法の決定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５６号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５６号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５７号 東海村長選挙における臨時職員の任用について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５７号は、平成２９年８月２７日に執行される予定の東海村長選挙について、平成２９年８月２３日から平成２９年８月２６日までの間、別紙に掲げる者を臨時職員として任用するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第５７号 東海村長選挙における臨時職員の任用について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５７号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５７号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第５８号 東海村長選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第５８号は、平成２９年８月２７日に執行される予定の東海村長選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者を別紙のとおり委嘱するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第５８号 東海村長選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第５８号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第５８号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記長補佐 次回の選挙管理委員会は８月９日を予定しています。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後２時